クレーン作業

【標準作業】





minima Villand	
予想される災害	1 クレーン設置個所が軟弱地盤のため、作業中クレーンが転倒する。 2 クレーン旋回範囲に作業員が立ち入り、クレーンと接触する。 3 吊り荷が風にあおられて、人や物に当たる。 4 巻き上げ用ワイヤロープが磨耗しており、切断し、吊り荷が落下して作業員に当たる。 5 クレーン作業で、見込み運転をしたため、そばにいた作業員に吊り荷が当たり 負傷する。 6 架空電線付近で作業する場合、ブーム等が接触する。
防 止 対 策 (ポイント)	1 地耐力を確保するため、地盤改良、鉄板敷き等を行い、またアウトリガーは全張り出しする。 2 クレーンの作業半径内立入禁止措置(バリケード等)を行う。 3 作業は介しゃくロープを使用し、強風時は作業を中止する。 4-1 クレーンは、始業点検、月例点検、自主検査を確実に実施し、定格荷重を超えるものは吊らない。 4-2 吊り荷の下は立入禁止とする。 5 見込み運転の禁止と作業は合図者の合図に従って行う。 6 架空電線を防護し、監視人を配置する。
主な関係法令等	●クレーン作業(建設用リフトを除く) 安衛則349条(工作物の建設等の作業を行う場合の感電の防止) クレーン則5条~15条【クレーン:製造及び設置】 クレーン則16条~33条【クレーン:使用及び就業】 クレーン則34条~39条【クレーン:定期自主検査等】 クレーン則40条~43条【クレーン:性能検査】 クレーン則44条~52条【クレーン:変更、休止、廃止等】 ●移動式クレーン 安衛則349条(工作物の建設等の作業を行う場合の感電の防止) クレーン則63条~75条の2【移動式クレーン:使用及び就業】 クレーン則76条~78条【移動式クレーン:定期自主検査等】

* 玉掛け作業 (シートNo.9) 参照